

鶴岡第一中学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

目次

はじめに	1
1 いじめの問題に対する基本的な考え方	
1.1 いじめの定義	2
1.2 いじめの基本認識	4
2 関係者の役割・基本姿勢	
2.1 学校及び教職員の役割・基本姿勢	4
2.2 保護者の役割・基本姿勢	5
2.3 子どもたちの役割・基本姿勢	5
3 いじめ防止のための組織	
3.1 いじめ対策のための組織	6
3.2 重大事態調査組織	6
4 関係機関との連携	
4.1 教育委員会との連携	7
4.2 警察、児童相談所、医療機関等との連携	7
4.3 学校相互、中学校ブロック内小学校等との連携	7
5 いじめ防止等の基本的な取り組み	
5.1 学校及び教職員の役割・基本姿勢	
5.1.1 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進	8
5.1.2 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	8
5.1.3 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	9
5.1.4 生徒会の主体的な活動の推進	9
5.1.5 教員等の資質能力の向上	10
5.1.6 PTA組織を生かした取組の推進	10
5.1.7 いじめの実態把握のための調査研究の分析・考察	10
5.1.8 山形県教育委員会から示された「チェックリスト」の活用	11
5.2 早期発見の取組	
5.2.1 早期発見のための基本的な考え方	11
5.2.2 早期発見のための具体的な組織的対応の推進	13
5.3 いじめ発生の場合の適切な対応	
5.3.1 いじめ対応の基本的な流れ	14
5.3.2 いじめ発見時の緊急対応	15
5.3.3 いじめと認知した場合の対応	15
5.4 ネット上のいじめへの対応	
5.4.1 ネット上のいじめ未然防止	18
5.4.2 早期発見・早期対応	19
6 重大事態への対処	
6.1 重大事態の定義	20
6.2 重大事態への対処	20
7 教育相談及び生徒指導に関する体制整備と年間計画	
7.1 教育相談	21
7.2 生徒指導	21
7.3 生徒理解	21
7.4 いじめ問題等に関する研修	22
7.5 年間計画	22
8 学校における点検・評価	
8.1 学校評価を通して	23
8.2 教員評価を通して	23
9 その他	24